

香川県地域経済牽引事業促進協議会の委員

【参考】地域未来投資促進法条文

第七条 市町村及び都道府県は、その作成しようとする基本計画並びに同意基本計画及びその実施に関し必要な事項その他地域経済牽引事業の促進に関し必要な事項について協議するため、地域経済牽引支援機関として第二条第二項に規定する支援の事業を実施すると見込まれる者と共同して、協議により規約を定め、地域経済牽引事業促進協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する市町村及び都道府県は、協議会に、次に掲げる者であって同項の規定により共同して協議会を組織することとされていないものを構成員として加えることができる。

- 一 促進区域として設定する区域をその地区に含む商工会又は商工会議所
- 二 促進区域として設定する区域又はその近傍に存在する大学その他の研究機関
- 三 前二号に掲げる者のほか、同意基本計画の円滑かつ効果的な実施に関し密接な関係を有すると見込まれる者
- 四 地域経済牽引事業の促進に関し専門的知識及び経験を有する者

■委員

団体名	役職名	構成根拠
香川県	商工労働部長	7条1項
県内8市	部長級	
県内9町	副町長	
香川県商工会連合会	専務理事	7条2項 1号
香川県商工会議所連合会	専務理事	
香川大学 経済学部経営システム学科	教授	7条2項 2号
(国研)産業技術総合研究所四国センター	所長	
香川県産業技術センター	所長	
(公財)かがわ産業支援財団	理事長	7条2項 3号
香川県中小企業団体中央会	専務理事	
(公社)香川県観光協会	専務理事	
(株)百十四銀行	地域創生部長	
(株)香川銀行	営業店統括部長	
(株)日本政策金融公庫	高松支店 中小企業事業統轄	